

ゲノム特許の審決取消訴訟

—令和2年2月25日知財高裁判決を中心に—



元大阪大学大学院経済学研究科講師
西口 博之

目次

- I. はじめに
- II. 遺伝子技術特許と紛争
 - 1. ゲノム編集技術「クリスパー・キャス9」
 - 2. クリスパー・キャス9を巡る紛争
- III. 国際共同発明と共同発明
 - 1. 共同研究・発明
 - 2. 共同研究に対する日米法制の違い
- IV. ゲノム特許の審決取消訴訟
 - 1. 事案の概要
 - 2. 裁判所の判断（判決の要旨）
- V. 今後の問題
- VI. おわりに

I. はじめに

最近、我が国知財高裁でゲノム編集技術「クリスパー・キャス9」に関連する米ブロード研究所などの特許の一部が認められて、その前に生じていた米国での二つのグループによる特許紛争と相まって注目を浴びている。

本稿では、今後の我が国企業も含めて医療や農業・水産業への利用を目指す企業などに取って必要と思われるその特許の成り立ち・実態などの分析を我が国知財高裁の令和2年2月25日判決の分析を中心として行うことで議論を進めたい。